

2019年3月12日

内閣府知的財産戦略推進事務局 御中

インターネット知的財産権侵害品流通防止協議会

2018年度インターネット知的財産権侵害品流通防止協議会報告書

拝啓 早春の候、貴事務局におかれましてはますますご清栄のことお喜び申し上げます。
平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

本協議会は、2005年12月、インターネット上での知的財産権侵害品の流通防止を目的として、権利者・権利者団体およびインターネットサービス事業者によって設立された民間の組織です。

本協議会においては、その設立以来、内閣府知的財産戦略推進事務局をはじめとして、警察庁、経済産業省、総務省、文化庁、特許庁、消費者庁をオブザーバーに迎え、権利者およびインターネットサービス事業者が協同して、インターネットサービスを介した取引を契機としてなされる知的財産権侵害品をめぐる諸問題について、自主的な対策を議論してまいりました。

貴事務局におかれましては、本報告書を権利者・権利者団体とインターネットサービス事業者の総意として、ご参照いただきたく、お願い申し上げます。

【概要】

1. 効果検証分科会の報告

- 今年度も、インターネット上のオークションサービス（以下、オークション）およびインターネット上のフリーマーケットサービス（以下、フリマ）を対象に効果検証を実施するとともに、権利者ならびにオークションやフリマ等の CtoC マーケットプレイス運営事業者（以下、CtoC プラットフォーマー）による自主的な取組の成果をより明確に示すため、権利侵害品の出現率を基準とした群分けに基づいて、検証結果の分類・整理を行った。
- インターネットサービスを介した取引について、市場での流通量が拡大している昨今の状況に鑑みると、各群とも、本協議会を通じた権利侵害品対策の効果が高まっていると考えられる。
- 1 群では、CtoC プラットフォーマーによる自主パトロールおよび権利者からの通知に基づく削除等の措置が実施されたことにより、昨年度に引き続き、侵害品出現率は低く抑えられていることが確認できた。
- 2 群では、昨年度 3 群に位置付けられていた CtoC プラットフォーマーについて、ここ 3 年間における削除対応等の取り組みを進めた結果、3 群から 2 群に移行しており、来年度も同様の取り組みを継続すれば 1 群への移行が期待される。
- 3 群では、昨年度より検証対象となった CtoC プラットフォーマーについて、侵害品出現率が 1 群同様の水準まで改善されており、来年度も同様の取り組みを継続することが期待される。

2. ガイドライン分科会の報告

- ガイドライン分科会では、平成 29 年（2017 年）度に改定をおこなった「インターネット知的財産権侵害品流通防止ガイドライン」（以下「本ガイドライン」という。）の運用状況及び最新の侵害事例について議論を行った。
- 改定後の本ガイドラインの運用により良い結果がみられたとして、本年度は現在のガイドラインに基づき効果検証等の運用をすることが好ましいとの意見で一致した。

3. 第三部会の報告

- 昨年度まで上記両分科会にて検討課題として挙げられてきた BtoC マーケットプレイス運営事業者（以下、BtoC プラットフォーマー）における知的財産権侵害品対策や、本協議会の広報の在り方について検討をするべく、本年度より第三部会を設置するこ

ととなった。

- 本年度の第三部会においては、BtoCプラットフォーム向けガイドラインを設けるべきか等、BtoCプラットフォームにおける侵害品流通の特性に応じた今後の対策の在り方を検討した。
- また、関税局等関係省庁をオブザーバーとしてお招きし、昨今の越境取引における知的財産権侵害品の流通状況の説明を受けるなど関係各者において実効的な知的財産権侵害品流通防止の対策について議論を行った。

1. 効果検証分科会の報告

1) 効果検証の方法

今年度も昨年度と同様、権利者の実務担当者と CtoC プラットフォーマーの実務担当者で構成される「効果検証分科会」において実施要領（資料 2「効果検証の実施方法について」参照）を定めた上、これに基づき効果検証を実施した。

①効果検証対象

今年度も、オークションおよびフリマを含めた 8 つのサービスを効果検証の対象とした。

②効果検証対象出品

今年度も昨年度と同様、検証対象出品を 2 つに分けて検証を行った。

i 「侵害品出品」

画面上の文章・画像から著作権・商標権を侵害すると判断できるものであり、(権利者は) CtoC プラットフォーマーに出品停止要請可能なもの。

ii 「侵害蓋然性出品」

発信されている情報からは（ガイドライン等に照らすと）CtoC プラットフォーマーにおいて削除をする根拠が直接得られないが、①権利者からは画面上の文章・画像から著作権・商標権を侵害すると判断でき CtoC プラットフォーマーに対する出品停止要請を行えば対応可能と思量されるもの（未通知侵害出品）、②諸情報を勘案すると購入し権利者が確認した場合には間違いなく侵害品である、と思量される出品（蓋然性が高い出品）。

③CtoC プラットフォーマーの群分け

権利者並びに CtoC プラットフォーマーによる自主的な取組の成果をより明確にするため、侵害品出品の出現率に応じ CtoC プラットフォーマーが提供するサービスを 1 群から 3 群に分類した。

i 1 群（直近 3 年間の侵害出品率の平均値が 2%未満）：6 サービス

ii 2 群（直近 3 年間の侵害出品率の平均値が 2%以上 10%未満）：1 サービス

iii 3 群（直近 3 年間の侵害出品率の平均値が 10%以上）：1 サービス

(2) 検証結果

①オークション

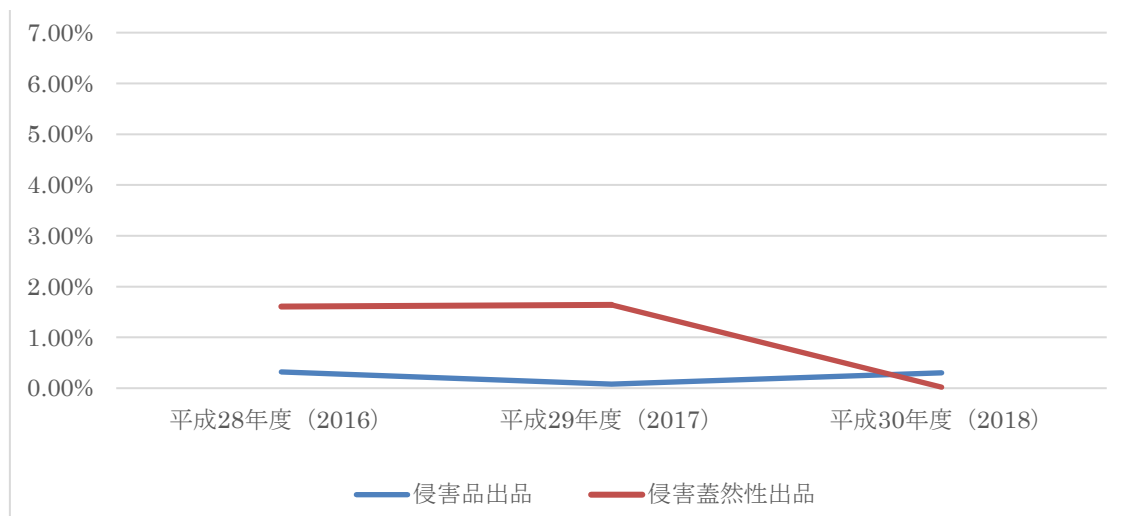
i 「侵害品出品」の出現率

		平成 28 年度 (2016)		平成 29 年度 (2017)		平成 30 年度 (2018)	
		検証数	出現率	検証数	出現率	検証数	出現率
著作権	1 群	2,328	0.04%	2,972	0.07%	2,427	0.16%
	2 群	—	—	—	—	—	—
	3 群	—	—	—	—	—	—
商標権	1 群	1,399	0.79%	2,147	0.09%	2,062	0.44%
	2 群	—	—	—	—	—	—
	3 群	—	—	—	—	—	—
合計	1 群	3,727	0.32%	5,119	0.08%	4,489	0.30%
	2 群	—	—	—	—	—	—
	3 群	—	—	—	—	—	—

ii 「侵害蓋然性出品」の出現率

		平成 28 年度 (2016)		平成 29 年度 (2017)		平成 30 年度 (2018)	
		検証数	出現率	検証数	出現率	検証数	出現率
著作権	1 群	2,328	1.98%	2,972	0.64%	2,427	0.01%
	2 群	—	—	—	—	—	—
	3 群	—	—	—	—	—	—
商標権	1 群	1,399	1.00%	2,147	3.02%	2,062	0.02%
	2 群	—	—	—	—	—	—
	3 群	—	—	—	—	—	—
合計	1 群	3,727	1.61%	5,119	1.64%	4,489	0.02%
	2 群	—	—	—	—	—	—
	3 群	—	—	—	—	—	—

【参考】オークションでの出現率（著作権と商標権の合計）推移



②フリマ

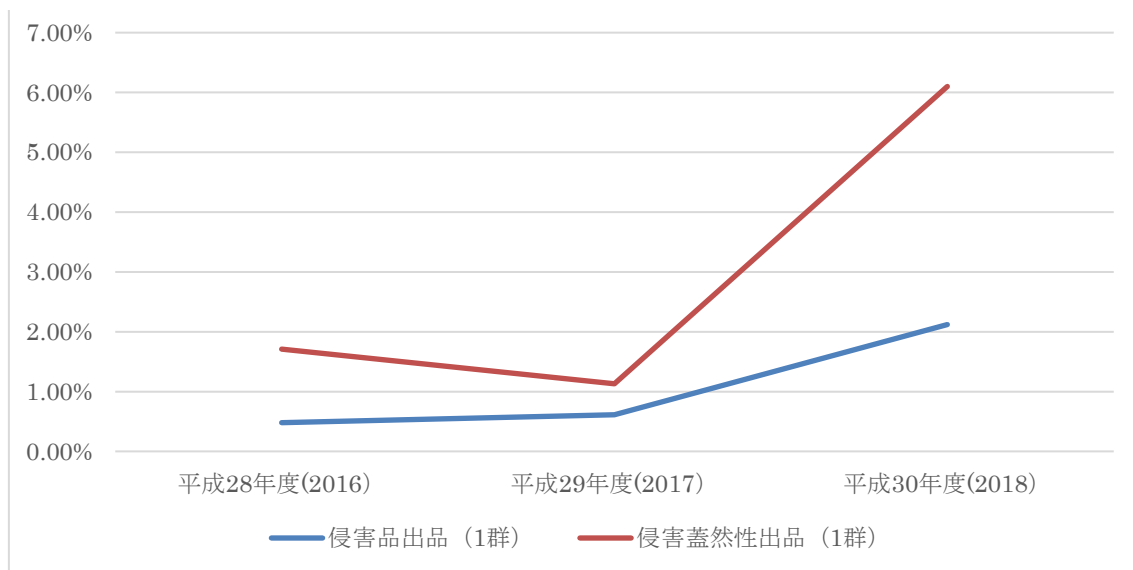
i 「侵害品出品」の出現率

		平成 28 年度 (2016)		平成 29 年度 (2017)		平成 30 年度 (2018)	
		検証数	出現率	検証数	出現率	検証数	出現率
著作権	1 群	3,924	0.00%	6,430	0.26%	3,506	1.06%
	2 群	—	—	—	—	705	0.14%
	3 群	242	0.00%	477	26.20%	76	0.00%
商標権	1 群	3,020	1.09%	5,093	1.06%	4,389	2.96%
	2 群	—	—	—	—	1,083	4.16%
	3 群	673	4.46%	2,302	56.25%	753	0.93%
合計	1 群	6,944	0.48%	11,523	0.61%	7,895	2.12%
	2 群	—	—	—	—	1,788	2.57%
	3 群	915	3.28%	2,779	41.22%	829	0.84%

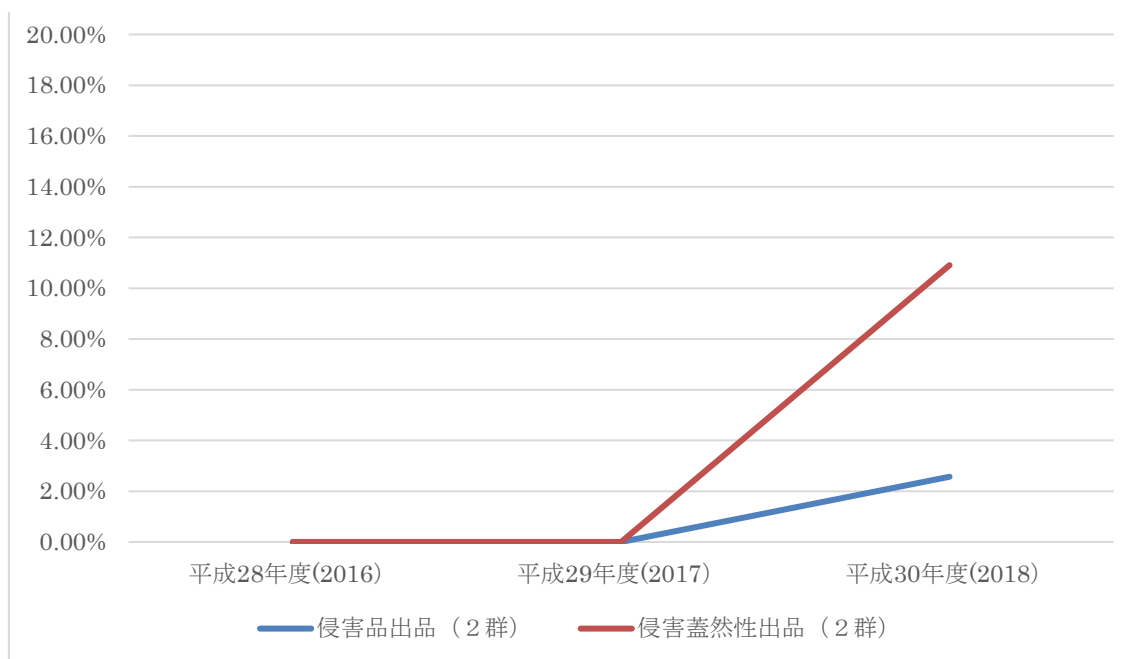
ii 「侵害蓋然性出品」の出現率

		平成 28 年度 (2016)		平成 29 年度 (2017)		平成 30 年度 (2018)	
		検証数	出現率	検証数	出現率	検証数	出現率
著作権	1 群	3,924	2.80%	6,430	1.07%	3,506	2.31%
	2 群	—	—	—	—	705	5.25%
	3 群	242	0.00%	477	0.00%	76	26.32%
商標権	1 群	3,020	0.3%	5,093	1.19%	3,837	9.56%
	2 群	—	—	—	—	1,083	14.59%
	3 群	673	4.01%	2,302	3.30%	753	6.11%
合計	1 群	6,944	1.71%	11,523	1.13%	7,343	6.10%
	2 群	—	—	—	—	1,788	10.91%
	3 群	915	2.00%	2,779	1.65%	829	7.96%

【参考】フリマ（1群）での出現率（著作権と商標権の合計）推移

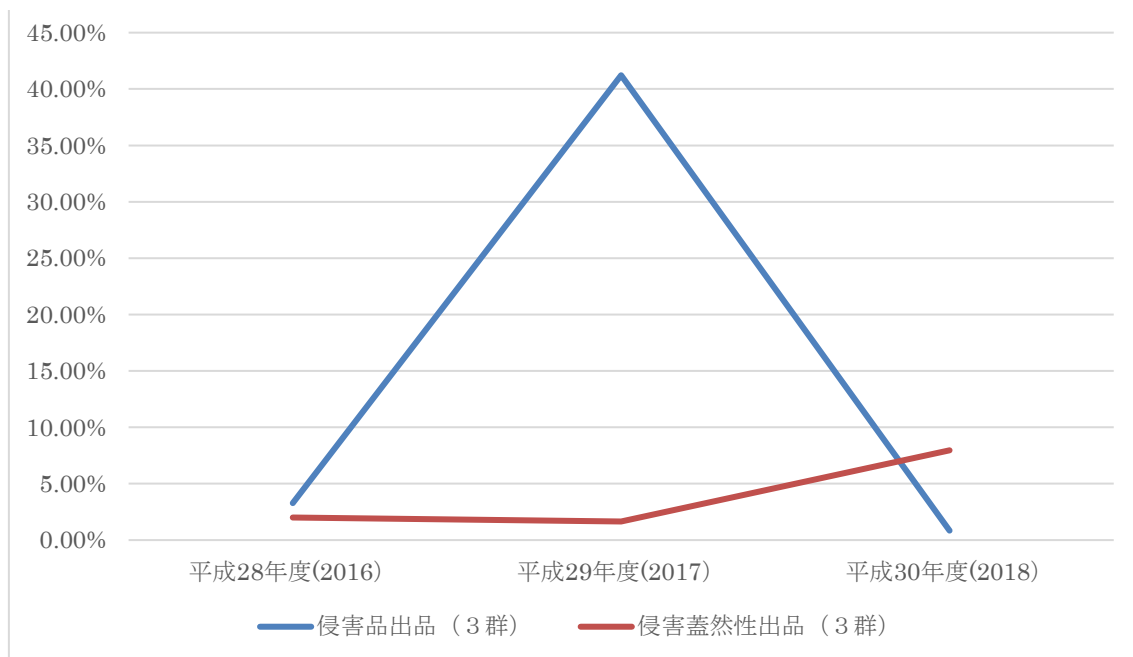


【参考】フリマ（2群）での出現率（著作権と商標権の合計）推移



※平成28年度、29年度は2群に分類されるサービスは無し

【参考】フリマ（3群）での出現率（著作権と商標権の合計）推移



(3) 検証結果の分析

i. オークションについて

いずれも 1 群にカテゴリズされており、今年度も「侵害品出品」及び「侵害蓋然性出品」の出現率を極めて低く保つことができています。

ii. フリマについて

今年度は、新たに 1 つのサービスを検証対象とし、計 6 サービスについて検証を行った。

そのうち 1 群にカテゴリズされる 4 つのサービスについては、「侵害品出品」及び「侵害蓋然性出品」の出現率は低水準であった。2 群にカテゴリズされる 1 つのサービスについては、ここ 3 年間を通じ削除対応等の取り組みを積極的に進めることにより、今年度 3 群から 2 群に移行した。3 群については、今年度の侵害品出現率そのものは 1 群同様の水準まで改善されており、来年度も同様の取り組みが期待される。

また上記各サービスのカテゴリズの推移からも分かるように、各 CtoC プラットフォーマーにおいて、本協議会への加盟を通じて侵害品判断の知見や対応手法等のノウハウを共有・蓄積することが可能となり、本協議会を通じた権利侵害品対策が極めて有効であることが確認できた。

また、昨年度から議論されてきた「ノベルティ」と称する権利侵害品の流通に関する課題について、本協議会ガイドライン分科会にてガイドライン改定及びその運用を開始したことにより、これに相当する「侵害品出品」及び「侵害蓋然性出品」の出現率が抑制された。

その一方で、1 群に位置付けられた 1 つのサービスについては、今年度、侵害品出品等の出現率が他の CtoC プラットフォーマーと比較して相当程度上昇したことが確認された。その主な要因として、これまで侵害品出品等の出現率の高かった CtoC プラットフォーマーが上記のような効果的な対策を実行したことにより、同プラットフォームにおいて侵害品出品等を行っていた海外からの出品者集団が、これまで同出現率が低水準にあったプラットフォームへと移行したことが挙げられる。

今後は、上述のとおり個別の CtoC プラットフォーマーの対策だけでは排除することが出来ない海外からの出品者集団への対抗策について、本協議会での活発な意見交換を通じて権利者と CtoC プラットフォーマーの協力体制を強化し、個別の CtoC プラットフォーマーの課題を解決する事のみならず、日本国内の市場における侵害品の流通を防止する効果的な取り組みが求められると考えられる。

(4) その他

著作権関係の権利者より、昨今、本協議会へ参加している CtoC プラットフォーマーのサービス形態が多様化していることから、効果検証方法について、より実態に即した検証方法

を検討・採用すべきとの意見が出された。本件意見が出された背景として、本協議会設立当初は、効果検証の対象となるサービスがオークションのみであり、「知的財産権侵害品の流通防止」という観点からは、オークション終了時までには権利侵害品を排除することができれば同出品の流通を防止することができるため、効果検証方法について、オークションの残り時間が短いものから順に検証を実施していた。他方、フリマにおいては、オークションのような売買契約成立までのタイムラグが生じない仕様となっているため、知的財産権侵害品の流通防止の観点からは、新しい出品から順に検証を実施すべきとの意見が出たものである。

これらの意見を踏まえ、来年度以降は、各 CtoC プラットフォーマーのサービス特性などに応じた、より適切な検証結果が得られる手法を検討することが求められると考えられる。

商標権関係の権利者より、現在は CtoC プラットフォーマーとの情報共有を行っていないブランドについて試験的な検証を行ったところ、一部は「侵害品出品」の出現率が 100% 近いものも確認されたため、こうしたブランド商品の情報共有方法について今後検討が必要であるとの意見が出された。

2. ガイドライン分科会の報告

ガイドライン分科会では、平成 28 年（2016 年）度に続き、平成 29 年（2017 年）度にも改定をおこなった「インターネット知的財産権侵害品流通防止ガイドライン」（以下「本ガイドライン」という。）の運用状況及び最新の侵害事例について議論を行った。

改定後の本ガイドラインの運用により良い結果がみられたとして、本年度は現在のガイドラインに基づき効果検証等の運用をすることが好ましいとの意見で一致した。

なお、本年度の効果検証分科会において、「侵害蓋然性出品」のうち、①権利者からは画面上の文章・画像から著作権・商標権を侵害すると判断でき CtoC プラットフォーマーに対する出品停止要請を行えば対応可能と思量されるもの（未通知侵害出品）の出現率について議論がなされた。

未通知侵害出品については、CtoC プラットフォーマーに対する出品停止要請なしに対応することが難しいことに鑑みると、原則として権利者からの通知によって対応することが望ましいとのことで認識が一致した。

もっとも、事前に一定の類型化が可能な侵害品類型については、ガイドライン分科会においてガイドライン上の整理が出来ないかを検討すべきとの意見が出た。

その上で、ガイドライン分科会においては、ガイドラインの過度な細分化は避けつつ、権利者・CtoC プラットフォーマー相互にとって明確かつ効果的なガイドラインの見直しを適宜進めていくべきであるとの認識で一致した。

3. 本年度の活動の総括

以上のとおり、権利者・CtoCプラットフォーマー双方がそれぞれの立場を尊重しつつ協同して侵害者に立ち向かうという「日本方式」の推進により、本年度も引き続き、1群において侵害品の出現率を低い水準に留めていることが確認された。

本年度は、新たに設立した第三部会において、BtoCプラットフォームにおける知的財産権侵害品対策について検討を行っており、来年度以降も引き続き実効的な対策の検討を行っていく。

また、今後も本協議会の取り組みの成果を社会に発信していくと同時に、新たな侵害形態への対応にかかる議論を進めていく予定である。

政府においては、世界にも類をみない成果を出している本協議会の取り組みを、是非諸外国に紹介していただき、日本におけるインターネット上の知的財産権侵害品対策のデファクトスタンダードとして認知されるようご助力いただけると幸いである。

各種統計データ

■ 出品総数（単位：万）

	平成 28 年 2016 年	平成 29 年 2017 年	平成 30 年 2018 年
出品総数	11,656	14,360	10,736

- 正会員 8 社の合計値。
- 計測に当たっては、12 月の各日の一時点において出品中となっている出品物の点数を測定し、1 日あたりの平均値を「出品総数」として算出した。
- 出品総数の測定を行ったプラットフォームの数に変動があるため、各年度の数字を比較して傾向を分析することは難しい。

■ 自主削除件数

	平成 28 年 2016 年	平成 29 年 2017 年	平成 30 年 2018 年
著作権	65,835	25,528	21,377
商標権	552,276	335,771	309,941
合計	771,043	3,149,053	1,996,916

- 正会員 8 社の合計値。
- 8 社の内 2 社については、自主削除件数を権利ごとに測定していないため、合計値のみに算入した。
- 上記出品総数と同様、各年度の数字を比較して傾向を分析することは難しい。

■ 権利者からの削除依頼件数

	平成 28 年 2016 年	平成 29 年 2017 年	平成 30 年 2018 年
著作権	1,896	727	6,286
商標権	183,138	320,617	146,462
合計	185,034	321,334	152,748

- 正会員 8 社の内 7 社の合計値。
- 権利者からの削除依頼件数には、個別の商品が削除されたもの、販売者の利用停止措置に伴う個別の商品削除を含む。
- 権利者によっては、効果的な知的財産権侵害品対策を行うために、重点的に監視を行う対象サービスや対象商品を変更している。そのため、権利者からの削除依頼件数は、各年度の数字を比較して傾向を分析することは難しい。

日本方式の原則

1. 両者（権利者とプラットフォーマー）は、互いの立場を十分に尊重した上で、自身の利益のみならず、何よりも消費者の利益を護るために、共通の敵である権利侵害者に対して協同して立ち向かうべきであるとの認識に立つこと。
2. 権利者は、権利とは自動的に保護されるものではなく、自らエンフォースメントを行うべきであるとの認識に立つこと。
3. プラットフォーマーは、インターネットの健全な発展のために、積極的に知的財産権の保護に努めるべきであるとの認識に立つこと。
4. 両者は、対策の推進にあたり、知的財産権を保護する意義と、利用者の営業の自由や通信の秘密が担保されることの意義を対等に認め、それら両方の価値を毀損しない対応をとるべきであるとの認識に立つこと。